

西尾市民間木造住宅耐震改修費等補助事業補助金交付要領

(目的)

第1条 この要領は、西尾市民間木造住宅耐震改修費等補助事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第13条に基づき、補助金の交付について必要な事項を定める。

(用語の定義)

第2条 この要領において使用する用語の定義は、要綱の定めるところによる。

(添付書類)

第3条 要綱第5条の規定による補助金交付申請書及び同第6条の規定による交付変更申請書に添付する書類は、別表1に掲げる。

2 要綱第9条の規定による完了実績報告書に添付する書類は、次に掲げるものとする。ただし、取壊しにあっては第1号から第3号までとする。

- (1) 工事請負契約書の写し
- (2) 工事費請求書又は領収書の写し（施工業者の発行したものに限る。）
- (3) 工事写真（耐震改修等の内容が確認できるもの。）
- (4) 改修工事に軽微な変更がある場合は、別表1に掲げる変更に必要な書類を添付すること。

(完了検査)

第4条 市長は、補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）から要綱第9条第1項に規定する完了実績報告書の提出があったときは、検査することができる。

2 市長は、前項の検査により、不備が判明したときは、検査結果不備事項通知書（様式第3）により当該申請者に通知する。

(補助金の取消し)

第5条 市長は、前条第2項に規定する通知を受けた申請者が不備事項の改善を行わない場合は、補助金の交付の決定を取り消すものとする。

2 市長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定を取り消す。

- (1) 偽りその他不正の手段により、補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金の交付決定内容、これに付した条件その他法令又はこの要領に違反したとき。

(補助金の返還)

第6条 市長は、前条第2項の規定により補助金の交付を取り消したときは、その取消しに係る補助金について、期限を定めて返還を命ずる。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この要領は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 この要領は、平成28年3月31日までに完了する補助事業に適用する。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年7月15日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

別表 1 (第 3 条関係)

	耐震改修	簡易改修	小規模改修	耐震シエルト	取壊し
木造住宅耐震診断結果報告書等の写し ※ 1	○	○	○	○	○
概要書 (様式第 1)	●	●	●	●	-
補助金算定書 (様式第 2)	●	-	-	-	-
案内図	○	○	○	○	○
平面図	●	●	●	●	-
補強計画図、その他補強方法を示す図書	●	●	●	-	-
耐震補強後の建物についての耐震診断の総合評価 ※ 2	●	● ※ 4	-	-	-
見積書 (耐震補強工事費、設計監理費、附帯工事費及びその他工事費を分けたもの) ※ 3	●	●	-	-	-
見積書 (補助対象部分とその他の部分を分けたもの) ※ 3	-	-	●	●	●
工事場所の写真	○	○	○	-	○
整備前の写真	-	-	-	○	-
施工業者の解体工事登録証又は建設業許可証の写し	-	-	-	-	○
市税の納税証明書 (完納証明書用)	○	○	○	○	○

○ : 補助金交付申請書に必要

● : 補助金交付申請書及び交付変更申請書に必要

- : 不要

※ 1 要綱第 2 条第 2 号に規定するものに限る。

※ 2 建築士の記名、捺印のあるものに限る。

※ 3 施工業者又は建築士の記名及び押印のあるものに限る。

※ 4 判定値を 1.0 以上とするものも合わせて提出すること。